

健生発 0731 第 1 号
医政発 0731 第 1 号
感 発 0731 第 2 号
こ 成 母 第 691 号
令和 8 年 7 月 31 日

各 $\left[\begin{array}{c} \text{都道府県知事} \\ \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
厚生労働省医政局長
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する
標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める
事務を定める命令第九条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要
とされる機能等に関する標準化基準を定める命令等の制定について
(通知)

平素より、健康管理システムの運営に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
今般、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号。
以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、地方公共団体情報システムの
標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定
するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第九条各号に規定する事務
の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める命令及
び関連告示を定め、令和8年7月27日に公布されたところです。

つきましては、以下について、御了知の上、関係機関への周知徹底をお願いいた
します。

なお、標準化基準として、今般定めた内容は、健康管理システム標準仕様書に規
定している内容に準拠しており、当該仕様書一式は、厚生労働省ウェブサイト(※)
にて公開しております。

※標準仕様書(健康管理システム)

https://www.mhlw.go.jp/stf/kenkou_std.html

(参考) 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律

<https://laws.e-gov.go.jp/law/503AC00000000040>

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令

<https://laws.e-gov.go.jp/law/504M60004008001>

記

1. 制定の内容

(1) 機能要件の標準

健康管理システムの機能等（法第2条第2項に規定する機能等（法第5条第2項第3号イからニまでに掲げる事項を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき情報システムの機能に関し、要件を規定。

(2) 帳票要件の標準

健康管理システムの機能等のうち、標準化のための統一的な基準を定めるべき電磁的記録を出力する書面の様式に関し、要件を規定。

(3) 実装区分

健康管理システムに必ず実装しなければならない機能、実装するか否かについて健康管理システムを開発する事業者が判断する機能又は健康管理システムに実装してはならない機能の別を規定。

(4) 適合基準日

健康管理システムが標準化基準に適合していなければならない日を規定。

(5) その他所要の規定

2. 施行期日

公布の日（令和8年7月27日）

以上